

三島市障がい者移動支援事業の人員、設備及び運営に関する基準

平成 25 年 4 月 1 日

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この基準は三島市障がい者移動支援事業にかかる事業所の指定に関する要綱第 3 条第 1 項の規定に基づき、三島市の指定を受けて移動支援の事業を行う者（以下「指定移動支援事業者」という。）が満たすべきものについて定めるものとする。

(指定移動支援事業者の一般原則)

第 2 条 指定移動支援事業者は、利用者の意向、適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた移動支援計画を作成し、これに基づき利用者に対してサービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的にサービスを提供しなければならない。

2 指定移動支援事業者は、利用者又は障がい児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障がい児の保護者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

3 指定移動支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

第 2 章 基本方針

(移動支援事業の基本方針)

第 3 条 移動支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時における移動中の介護を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第 3 章 人員に関する基準

(従業者の員数)

第 4 条 指定移動支援事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定移動支援事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、常勤換算方法で、2.5 以上とする。

(サービス提供責任者)

第 5 条 指定移動支援事業者は、指定移動支援事業所ごとに、専ら移動支援の職務に従事する常勤のサービス提供責任者を 1 人以上置かなければならない。ただし、指定移動支援事業所の業務上支障がない場合は、当該移動支援事業所の他の職務に従事させ、又は当該移動支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

(管理者)

第6条 指定移動支援事業者は、指定移動支援事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定移動支援事業所の管理上支障がない場合は、当該移動支援事業所の他の職務に従事させ、又は当該移動支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

第4章 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第7条 指定移動支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、移動支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

第5章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第8条 指定移動支援事業者は、支給決定障がい者等が移動支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第28条に規定する運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該移動支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定移動支援事業者は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障がいの特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(契約支給量の報告等)

第9条 指定移動支援事業者は、移動支援を提供するときは、当該移動支援の内容、支給決定障がい者等に提供することを契約した移動支援の量(以下この章において「契約支給量」という。)その他の必要な事項(以下この章において「受給者証記載事項」という。)を支給決定障がい者等の受給者証に記載しなければならない。

2 前項の契約支給量の総量は、当該支給決定障がい者等の支給量を超えてはならない。

3 指定移動支援事業者は、移動支援の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を三島市に対し遅滞なく報告しなければならない。

4 前三項の規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

(提供拒否の禁止)

第10条 指定移動支援事業者は、正当な理由がなく、移動支援の提供を拒んではならない。

(連絡調整に対する協力)

第11条 指定移動支援事業者は、移動支援の利用について三島市又は相談事業を行う者が行う

連絡調整に、できる限り協力しなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第12条 指定移動支援事業者は、指定移動支援事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘察し、利用申込者に対し自ら適切な移動支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定移動支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格の確認)

第13条 指定移動支援事業者は、移動支援の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等確かめるものとする。

(心身の状況等の把握)

第14条 指定移動支援事業者は、移動支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(指定障害福祉サービス事業者等との連携等)

第15条 指定移動支援事業者は、移動支援を提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、三島市、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定移動支援事業者は、移動支援の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第16条 指定移動支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第17条 指定移動支援事業者は、移動支援を提供した際は、当該移動支援の提供日、内容その他必要な事項を、移動支援の提供の都度記録しなければならない。

2 指定移動支援事業者は、前項の規定による記録に際しては、支給決定障がい者等から移動支援を提供したことについて確認を受けなければならない。

(指定移動支援事業者が支給決定障がい者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第 18 条 指定移動支援事業者が、移動支援を提供する支給決定障がい者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障がい者等に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障がい者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障がい者等に対し説明を行い、その同意を得なければならない。ただし、次条第一項から第三項までに掲げる支払については、この限りでない。

(利用者負担額等の受領)

第 19 条 指定移動支援事業者は、移動支援を提供した際は、支給決定障がい者等から当該移動支援に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定移動支援事業者は、代理受領を行わない移動支援を提供した際は、支給決定障がい者等から当該移動支援に係る支給額の支払を受けるものとする。

3 指定移動支援事業者は、前 2 項の支払を受ける額のほか、支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において移動支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を支給決定障がい者等から受けることができる。

4 指定移動支援事業者は、前 3 項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障がい者等に対し交付しなければならない。

5 指定移動支援事業者は、第 3 項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障がい者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障がい者等の同意を得なければならない。

(移動支援扶助費の額に係る通知等)

第 20 条 指定移動支援事業者は、代理受領により市町村から移動支援扶助費の支給を受けた場合は、支給決定障がい者等に対し、当該支給決定障がい者等に係る移動支援扶助費の額を通知しなければならない。

2 指定移動支援事業者は、第 19 条第 2 項の代理受領を行わない移動支援に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した移動支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障がい者等に対して交付しなければならない。

(移動支援の基本取扱方針)

第 21 条 移動支援は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されなければならない。

2 指定移動支援事業者は、その提供する移動支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(移動支援の具体的取扱方針)

第 22 条 指定移動支援事業所の従業者が提供する移動支援の方針は、次の各号に掲げるところによるものとする。

- 1 移動支援の提供に当たっては、次条第 1 項に規定する移動支援計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うこと。
- 2 移動支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- 3 移動支援の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。
- 4 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うこと。

(移動支援計画の作成)

第 23 条 サービス提供責任者(第 5 条に規定するサービス提供責任者をいう。以下この章において同じ。)は、利用者又は障がい児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した移動支援計画を作成しなければならない。

- 2 サービス提供責任者は、前項の移動支援計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該移動支援計画を交付しなければならない。
- 3 サービス提供責任者は、移動支援計画作成後においても、当該移動支援計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該移動支援計画の変更を行うものとする。
- 4 第 1 項及び第 2 項の規定は、前項に規定する移動支援計画の変更について準用する。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第 24 条 指定移動支援事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する移動支援の提供をさせてはならない。

(緊急時等の対応)

第 25 条 従業者は、現に移動支援の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(支給決定障がい者等に関する市町村への通知)

第 26 条 指定移動支援事業者は、移動支援を受けている支給決定障がい者等が偽りその他不正な行為によって移動支援扶助費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を三島市に通知しなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第 27 条 指定移動支援事業所の管理者は、当該移動支援事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 指定移動支援事業所の管理者は、当該移動支援事業所の従業者にこの基準における規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。
- 3 サービス提供責任者は、第 23 条に規定する業務のほか、指定移動支援事業所に対する移動支援の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。

(運営規程)

第 28 条 指定移動支援事業者は、指定移動支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程(以下「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- 1 事業の目的及び運営の方針
- 2 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 3 営業日及び営業時間
- 4 支給決定障がい者等から受領する費用の種類及びその額
- 5 通常の事業の実施地域
- 6 緊急時等における対応方法
- 7 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類
- 8 虐待の防止のための措置に関する事項
- 9 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第 29 条 指定移動支援事業者は、利用者に対し、適切な移動支援を提供できるよう、指定移動支援事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定移動支援事業者は、指定移動支援事業所ごとに、当該移動支援事業所の従業者によって移動支援を提供しなければならない。
- 3 指定移動支援事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第 30 条 指定移動支援事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

- 2 指定移動支援事業者は、指定移動支援事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努

めなければならない。

(掲示)

第 31 条 指定移動支援事業者は、指定移動支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第 32 条 指定移動支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定移動支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 指定移動支援事業者は、他の指定移動支援事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第 33 条 指定移動支援事業者は、移動支援を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該移動支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定移動支援事業者は、当該移動支援事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第 34 条 指定移動支援事業者は、相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該移動支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定移動支援事業者は、相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第 35 条 指定移動支援事業者は、その提供した移動支援に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置、苦情解決の体制及び手順の規定等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定移動支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定移動支援事業者は、その提供した移動支援に関し、三島市が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定移動支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して三島市が行う調査に協力するとともに、三島市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定移動支援事業者は、三島市から求めがあった場合には、前項の改善の内容を報告しなければならない。
- 5 指定移動支援事業者は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第 36 条 指定移動支援事業者は、利用者に対する移動支援の提供により事故が発生した場合は、三島市及び当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定移動支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。
 - 3 指定移動支援事業者は、利用者に対する移動支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

- 第 37 条 指定移動支援事業者は、指定移動支援事業所ごとに経理を区分するとともに、移動支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

- 第 38 条 指定移動支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。
- 2 指定移動支援事業者は、利用者に対する移動支援の提供に関する諸記録を整備し、当該移動支援を提供した日から 5 年間保存しなければならない。

第 6 章 雑則

(その他)

- 第 39 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。